はしがき

本書は、愛知県弁護士会の会員有志で結成した相続実務研究会が、相続法、その中でも相続の承認(単純承認・限定承認)と相続放棄に焦点をあてて、各手続の基礎知識から、実務上取扱いが問題になる事柄について解説を試みたものです。家事事件手続法別表第1事件のうち、「相続の承認又は放棄の期間の伸長」(89項)、「相続財産の保存又は管理に関する処分」(90項)、「相続の放棄の申述の受理」(95項)の新受件数は全体として増加傾向にあります(最高裁判所事務総局「司法統計年報(家事編)」第2表)。相続の承認・放棄は、実務に携わる弁護士や司法書士など専門家にとっては、必ずといってよいほど経験する分野である反面、これらについて判例・学説を網羅的に紹介した書籍は意外に多くありません。

相続が開始されれば、相続人は相続を承認するか、放棄するかの選択を迫 られます。それらを適切に選択するにあたっては、各手続の相違点、メリッ トとデメリットを理解する必要があります。そこで、本書の第1章には、各 手続の全体を把握するための総論を設けました。次に、各手続の選択は一定 の期間内に行わなければなりません。すなわち、熟慮期間の起算点について はさまざまな解釈上の問題がありますので、第2章でそれらを取り上げまし た。もっとも、この熟慮期間内に相続人が限定承認や相続放棄をせず、ある いは相続財産を処分した場合、限定承認や相続放棄の選択後であっても背信 的行為を行った場合には、単純承認したものとみなされます。そこで、第3 章では、法定単純承認事由について具体例をあげて説明をしました。他方、 第4章の限定承認については、全国の家庭裁判所における家事事件手続法別 表第1事件である「相続の限定承認の申述受理」(92項) の平成28年度の新 受件数は7210件というように、実務で十分に活用されているとはいえません。 しかし、限定承認を利用することによって、相続人は被相続人の負債を負担 するリスクを回避しつつ、相続財産を相続することができます。そこで、一 般に複雑と考えられている限定承認について、申述の方法、相続債権者らに

はしがき

対する公告・催告、相続財産の換価、そして相続債権者らに対する弁済まで、 手続の流れに沿って、相続人らが行うべき作業を整理しました。そして、第 5章では、事実上の相続放棄を含め、相続放棄に関する法的問題について解 説を加え、第6章では、相続の承認・放棄に伴う登記手続や税務、破産手続 との関係について紹介しました。

本書編集にあたっては、できるだけ多くの裁判例を引用するとともに、各手続に必要となる書式を網羅的に掲載しました。また、Q&A方式により、具体的な事例と法解釈論との関連性を一覧できるよう工夫しました。読者の皆様が相続の承認・放棄に関する事件を取り扱うにあたり、本書をご活用いただければうれしく思います。

最後となりましたが、執筆の機会を与えていただき、さまざまな示唆を与えてくださるなど本書編集に大変なご尽力をいただきました株式会社民事法研究会の南伸太郎氏にこの場を借りて心から感謝を申し上げます。

平成30年8月

相続実務研究会執筆者一同

Q1-2 単純承認・限定承認・相続放棄の違いと メリット・デメリット

- Q 単純承認と限定承認の違い、限定承認と相続放棄の違いは何ですか。 また、単純承認・限定承認・相続放棄それぞれを選択することによる メリット・デメリットを教えてください。
- A 単純承認と限定承認には、その効果と申立方法に違いがあります。 限定承認と相続放棄は、いずれも過大な債務の相続から相続人を保護 する制度である点は同じですが、完全に相続財産から離脱するのか否 かに違いがあります。それぞれの手続の違いからくるメリット・デメ リットを押さえておく必要があります。

1 単純承認と限定承認の違い

(1) 単純承認と限定承認の効果の違い

単純承認についてみると、相続人は、積極・消極問わず、すべての財産を 承継することになる。したがって、消極財産にあたる債務も承継することで、 承継した積極財産より消極財産のほうが過大である場合でも、相続人固有の 財産で負債を弁済しなければならないことになる。

限定承認についてみると、積極・消極問わず、すべての財産を承継することは単純承認と同じであるが、単純承認の場合とは異なり、承継した積極財産より消極財産(債務等)のほうが過大である場合には、承継した積極財産の限度で責任を負い、相続人固有の財産で負債を弁済することはない。

(2) 単純承認と限定承認の手続の違い

限定承認の場合、相続人が複数いる場合(共同相続人)、その相続人全員が 一致して、限定承認の申述の申立てを行わなければならない。すなわち、相 続人のうち一人でも限定承認に不服がある場合には限定承認自体ができない ことになる (Q4-2参照)。

これに対して、単純承認の場合には、限定承認のような手続上の制約はな く、相続人それぞれの判断に委ねられることになる。また、特に申述等の手 続も要求されていない。

2 限定承認と相続放棄の違い

相続放棄は、相続を全面的に拒否して、積極財産・消極財産のいずれも拒絶し、完全に相続財産から離脱するのに対して、限定承認は、一応承認はするが、債務支払いの限度は積極財産の範囲でしか負わず、積極財産を超える消極財産については引き受けないという違いがある。

3 単純承認・限定承認・相続放棄のメリット・デメリット

(1) 単純承認のメリット・デメリット

(ア) 単純承認のメリット

単純承認をすると、相続財産をすべて包括的に承継することができる。また、限定承認や相続放棄の場合とは異なり、家庭裁判所への申述という手続も不要である。

(イ) 単純承認のデメリット

相続財産をすべて包括的に承継する結果として、積極財産だけでなく消極 財産も相続することになるので、被相続人の残した消極財産(負債)を弁済 しなければならなくなる。

そのため、予期せぬ多額の消極財産がないかどうか慎重に財産調査を行う 必要がある。

(2) 限定承認のメリット・デメリット

(ア) 限定承認のメリット

限定承認は、債務超過が明らかでないとき、相続財産中に先祖伝来の家宝 のようなものがあるときおよび被相続人にたとえ債務があっても引き継ぎた いという思いがある場合に、メリットがある。

第1章 相続の承認・放棄の基礎知識

まず、債務超過が明らかでないときは、一応限定承認をしておけば、相続 人は遺産の調査をしたうえで、債務超過のときは相続財産の限度で弁済し、 もし余剰がでればそれを引き継げばよい。

次に、先祖伝来の家宝のような価値のある財産がある場合には、家庭裁判所で選任された鑑定人の評価額を限定承認した者が弁済することで、競売に代えることが認められている(民法932条。Q4-15参照)。また、たとえ債務超過があっても積極財産の限度で弁済するという責任を負うだけであるので、単純承認の場合とは異なり、相続人が無限に債務を弁済する責任はない。

(イ) 限定承認のデメリット

まず、限定承認の手続が非常に面倒であることがあげられる。具体的には、相続人全員により限定承認をする旨申述し、その後、家庭裁判所により共同相続人の中から選任された相続財産管理人(同法936条1項)による清算手続が開始される(事案の難易度に応じて相続財産管理人が別に選任される場合もある。Q1-4参照)。

清算手続においては、すべての相続債権者および受遺者に対して公告等 (Q4-12、Q4-13参照)、弁済等 ($Q4-19\sim Q4-23$ 参照)を行う必要があり、弁済を行うために相続財産を競売で売却するなどして換価する必要があり (Q4-15参照。ただし、民法932条ただし書によるQ4-16参照)、複雑な手続を進めていかなければならない。税務上も、みなし譲渡所得課税等の税務知識が要求される ($Q6-2\sim Q6-5$ 参照)。

次に、限定承認を行うためには、相続放棄の場合とは異なり、共同相続人全員の同意が必要である(民法923条)ことがあげられる。具体的には、共同相続人のうち一人でも反対がある場合には、限定承認の手続に入れないことになる($\mathbf{Q4-2}$ 参照)。

(3) 相続放棄のメリット・デメリット

(ア) 相続放棄のメリット

相続放棄をすることにより、初めから相続人とならなかったとみなされる (民法939条。Q5-1参照) ことになるため、被相続人の残した消極財産(負

債) からも解放されることになる。

相続放棄は、限定承認の場合とは異なり、共同相続人全員で行う必要はなく、各相続人単独で行うことができることから、被相続人が多額の消極財産を残しており債務超過が明らかな場合に、積極的に利用されている。

(イ) 相続放棄のデメリット

相続放棄をすることにより、初めから相続人とならなかったとみなされることになるため、積極財産(たとえば、被相続人の残した家や先祖伝来の家宝等)があっても相続することができなくなる(Q5-1参照)。

また、相続人全員が相続放棄を行った場合(相続人不存在)には、利害関係人(相続債権者・受遺者・国等)が家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行って、選任された相続財産管理人による相続財産の清算が必要となるため、一定の時間とコストがかかる(民法952条。Q1-5参照)。

●執筆者紹介●

竹内 裕美 (たけうち・ゆみ)

- 【略 歴】 2000年弁護士登録(名古屋弁護士会(当時))、2006年名古屋簡易裁判所 民事調停官(非常勤裁判官)、2010年財団法人交通事故紛争処理センター 嘱託弁護士、2015年愛知県弁護士会司法制度調査委員会副委員長
- 【著書等】 愛知県弁護士会研修センター運営委員会法律研究部コンプライアンスチーム編『弁護士が分析する企業不祥事の原因と対応策』(2013年・新日本法規出版・共著) ほか
- (事務所) 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-12 アレックス 7 F

星崎 敦(おざき・あつし)

- (略 歷) 2007年弁護士登録(愛知県弁護士会)、日本弁護士連合会司法制度調査 会民事部会委員、愛知県弁護士会司法制度調査委員会民事部会委員
- 〔事務所〕 尾崎・山路法律事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-19-11 アゼット長者町ビル 3 階

水野 紀孝 (みずの・のりたか)

- (略 歷) 2008年弁護士登録(愛知県弁護士会)、愛知県弁護士会司法制度調査委員会民事部会委員
- (事務所) 酒井法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-4 第11KT ビル10階

内田 健一郎 (うちだ・けんいちろう)

- **〔略 歴〕** 2010年弁護士登録(愛知県弁護士会)、愛知県弁護士会司法制度調査委 員会民事部会委員
- (事務所) 宮澤俊夫法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-20-6 豊友ビル 3 階

坂口 斗志也 (さかぐち・としや)

- (略 歷) 2011年弁護士登録(愛知県弁護士会)、愛知県弁護士会司法制度調査委員会民事部会委員
- (事務所) 花のもり法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 6 階

堀内 綾乃 (ほりうち・あやの)

[略 歴] 2017年弁護士登録(愛知県弁護士会)、愛知県弁護士会司法制度調査委員会民事部会委員

(事務所) 石原総合法律事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-15-15 豊島ビル10階

Q&A 限定承認・相続放棄の実務と書式

平成30年10月1日 第1刷発行

定価 本体3.500円+税

編 者 相続実務研究会

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-240-8 C2032 ¥3500E

カバーデザイン:関野美香